

|| 3 第2次計画の評価と意識調査からみえる課題

ここでは、第2次計画策定以降の地域福祉に関する課題を、国・県の動向や市民意識調査などから整理し、第3次計画で解決していくための課題整理を行います。

課題を整理するにあたり、第2次計画の基本目標ごとに整理しました。

基本目標1 助け合い安心して暮らせる地域づくり

【第2次計画の評価（地域福祉計画推進会議からの意見）】

- 新興住宅・集合住宅の人は付き合いが少ない。公園で会って挨拶しても、誰だかわからないことがある。
- 登下校の見守りに関して、下校時の見守りが手薄である。
- ボランティアは、災害対応を含めて、分野・分担別に募集・登録しておくことが望ましい。
- 小さなころからボランティア精神を養うことが大事である。個人の経験を報告・共有する場があれば良い。

【課題】

近年、特に若年層に見られる地域とのつながりの希薄化や家庭の密室化、一人暮らし高齢者の地域からの孤立、児童や高齢者等に対する虐待の問題が深刻化しています。また、今後、認知症高齢者や犯罪被害者が増加することも懸念されます。市民が地域で安心して暮らしていくには、平時からの交流や声かけ、見守りなどが地域内で機能していることが重要です。

本市では、ひとり外出見守りネットワーク・SOS ネットワークをはじめ、登下校における見守り活動、小地域福祉活動のサロン等を通して、地域での見守りに取り組んでいます。

意識調査では、「住民相互の支え合い・助け合いの必要性」について、必要だと思う人は約9割となっていますが、地域の人とのつながり意識については、弱いほうだと思う人が5割となっており、住民の地域での支え合い・助け合いの意識づくりが今後、より一層重要となります。

誰もが安心して暮らすことができる地域づくりのため、住民同士の交流を深め、地域住民による支え合い活動を促進することが必要です。

地震や台風などの自然災害の発生による被害拡大が懸念されるなかで、誰もが安心して暮らせる地域づくりが重要です。

意識調査で、「近所の人から手助けしてほしいこと」については、「災害時における避難等の手助け」が34%と最も高くなっています。また、「災害など緊急時の備えとして重要なこと」については、「日頃からのあいさつや声かけ、付き合い」が約6割と最も高く、次いで「災害時の情報伝達方法の確立」「地域・近所での協力体制づくり」等となっています。

これらのことから、日常的に支援を必要とする人が緊急時や災害時に孤立しないよう日ごろからの見守り体制の充実や、的確な支援を実施する体制の構築が必要です。

基本目標2 地域でつながるあたたかい居場所づくり

【第2次計画の評価（地域福祉計画推進会議からの意見）】

- 市・社会福祉協議会が一層、サロンの周知に取り組むべき。
- サロンや居場所はあるが、来たくても来られない人もいるので、その人たちの移動手段の確保が課題である。
- 障害を持つ方の居場所がさらに必要である。
- 利活用したくても空家についての情報が入ってこない。危険なものと利活用可能なものの区別と、その情報発信が必要である。
- 高齢者のつどいは3年続けて開催できていない地区がある。

【課題】

子どもから高齢者、障害者などが地域で安心して暮らしていくためには、地域住民の理解とともに、居場所づくりの充実が求められます。

本市では、空家バンク制度や空家活用などの空家対策により、安全・安心のまちづくりを進めるとともに、地域の特性や現状に応じた小地域福祉活動やサロン等が実施されています。

今後も、子どもから高齢者、障害のある人などすべての人が親しく交流できる機会づくりや安心して過ごせる居場所づくりを進めていく必要があります。

また、高齢者、障害者、子ども、生活困窮者等、地域で支援を必要としている人の抱える課題は多岐にわたっています。

意識調査結果をみると、今後、重要な取り組みについては、高齢者や子ども、障害者の支援以上に「介護をする人への支援」の割合がおよそ5割と高く、より介護者支援のためのサービス等の充実が求められています。また、高齢者福祉では「デイサービスやホームヘルプサービスなどの在宅介護サービスの充実」「特別養護老人ホームなどの入所施設の充実」、障害者福祉では「障害のある人が日中安心して過ごせる施設などの整備」、子育て支援では「子育て支援に関するサービスの充実」を求める意見が多くなっています。

今後、誰もが安心して地域で暮らせるよう、福祉サービスの周知を図るとともに、支援を必要とする人が必要なサービスを受けることができるよう、きめ細かなサービスの提供・充実が求められます。

基本目標3 社会参加を実現する仕組みづくり

【第2次計画の評価（地域福祉計画推進会議からの意見）】

- 知的障害者向けのグループホーム設置を要望する声が非常に多い。
- 生活支援サポーター養成講座の参加者が減少傾向にある。なぜ減少しているかを考えるとともに、企画内容も検討する必要がある。

【課題】

高齢者や障害者が自立と尊厳を保持しながら、可能な限り住み慣れた地域で自分らしく生活を送るための基盤づくりは重要です。

本市では、障害者、引きこもりがちな若者等に対し、就労先の開拓や相談、ハローワーク等への同行などの就労支援に取り組むとともに、障害者就労支援施設の利用者と地域の人たちとのふれあいの場などを設けています。

意識調査結果をみると、障害者福祉において「障害のある人の雇用・就労への支援」を求める人が4割以上と高くなっています。そのため、何らかの支援が必要な人が地域で自立した生活を送るために、相談支援のさらなる充実や関係機関へつなげる連携体制の強化などが必要です。

また、地域福祉を推進する上では、市民一人ひとりが、お互いの人権を尊重し、人ととのつながりを持ち、地域活動につなげていくことが重要です。

本市では、地域福祉を推進する担い手を育成する取組として、ボランティア養成講座や手話通訳者養成講座を定期的に開催しています。

意識調査結果から、地域福祉を推進する担い手としての活動意向のある人は5割以上となっており、潜在的な地域福祉活動参加へのニーズは高い現状があります。そのような意向を具体的な活動へつなげる研修等を行い、福祉課題を解決する担い手につながる取組を進めていく必要があります。また、ボランティアの団体育成や人材育成の機会を設け、効果的な啓発活動を行い、活動の周知を図ることも必要です。

基本目標4 みんなが暮らしやすい環境づくり

【第2次計画の評価（地域福祉計画推進会議からの意見）】

- 移動販売が他の地域にも広がれば良い。利用状況等を知る機会も重要である。
- 民間のタクシーを活用した移動手段を検討しているところもある。買物難民を無くせるように色々な取組の検討が必要である。
- 移動手段への参画は、責任が重い。善意だけでは無理でボランティアには難しい。行政の手厚いフォローが必要である。
- 介護ファミリーサポート事業を利用する人は多いが、協力会員（担い手）が不足している。協力会員を増やすことが重要である。
- 基本的にバリアフリーの整備はできていると思われるが、目線や立場によって、感じ方が変わる。弱視や外出困難の人にとっては、暮らしやすい環境といえるのか不明である。
- バス停や歩道の様子は、10年前と変わっていない。

【課題】

誰もが住み慣れた家庭や地域で安全に安心して暮らし続けるためには、バリアフリー及びユニバーサルデザインの視点による生活環境の整備や地域コミュニティの向上が重要です。

本市では、ハード面の一つとして公共施設等のバリアフリー整備に取り組んでいます。ソフト面においては、日常生活手段として、介護ファミリーサポート事業の充実を図っています。

意識調査結果をみると、地域の問題・課題や高齢者福祉の課題として、「通院・買物などの移動手段」の割合が最も高くなっています。高齢者等から日常生活における移動手段の確保が求められています。

今後も、公共交通や福祉交通の充実、移動しやすい歩道や子ども連れや高齢者等に配慮した施設の整備など、誰もが暮らしやすいまちの整備を進めが必要です。

基本目標5 ふだんから支え合えるネットワークづくり

【第2次計画の評価（地域福祉計画推進会議からの意見）】

- 職員がスキルアップのための研修を受講しているが、ただ受講すれば良い訳ではない。学んだことを発揮できてこそ意味がある。専門職が専門性を向上させるには、研修やOJT等色々な方法がある。それらをどのように取り入れるかが、今後、重要になっていく。
- 障害、高齢、子育て等全体を包括するシステムの構築・総合的な相談体制が必要になる。

【課題】

多様化・複雑化している福祉ニーズや生活課題に対応できるよう、各相談窓口相互のネットワークの強化など、相談体制の充実が求められます。

本市においては、福祉の総合相談窓口を設置し、福祉に関する様々な相談に応じ、関係課や関係機関と連携しています。

意識調査結果をみると、市が力を入れるべき福祉施策については、「困りごとを気軽に相談できる身近な福祉相談窓口を充実する」の割合が4割と最も高くなっています。

地域包括ケアシステムの構築においては、住民参加による支え合いの仕組みづくり、地域づくりを目指しています。意識調査結果をみると、地域福祉における住民と行政の関係については、「住民も行政も協力しあい、共に取り組むべきである」と考える人が多くなっています。今後も、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に推進されることが望まれ、住民主体の活動の機会・場づくりを進め、生活支援や介護予防などの助け合い活動にもつなげていくことが重要です。



計画の基本的な考え方

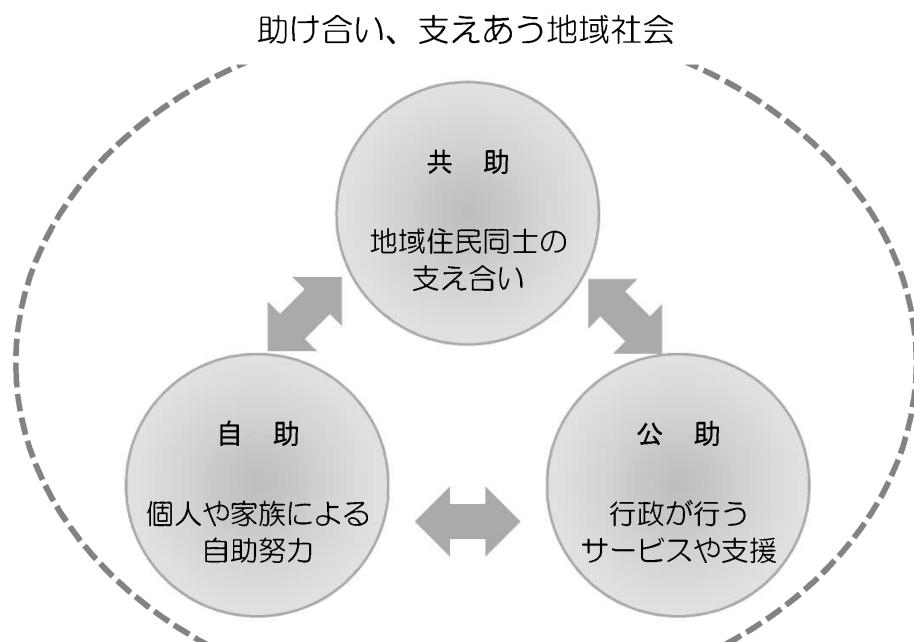
1 計画の基本理念

すでに作り上げられ、形づくられた地域の『わ』で支えあうだけでなく、地域それぞれの実情に応じたオリジナルなスタイルで、あらゆる世代と協働し、ともに手を取り合い、支えあいながら新たな『わ』をつくりあげていきます。その中で、年齢、性別、障害の有無、国籍などにとらわれることなく、一人ひとりが尊重され、生きがいを見つけ、安心して暮らすことができる地域社会の創造を目指します。

第3次計画の基本理念は、第2次計画に示す本市基本理念を踏襲した『地域がつむぐ加東の『わ』～生きがい、安心、支えあい～』とし、本市に暮らすすべての人が、お互いにやさしさと思いやりの気持ちを持って、生きがい、安心、支えあいの輪を広げることで、安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指します。

[基本理念]

地域がつむぐ加東の『わ』～生きがい、安心、支えあい～



|| 2 計画の基本目標

基本目標1 交流・助け合い「安心できる」居場所づくり

元気で生きがいを持ち、住み慣れた地域で、自分らしく生き生きと暮らしていくことは、誰もが抱く願いです。そのためには、身近な地域で人ととのつながりを深めることは大変重要です。何らかの形で地域や近くの人とのかかわりを持つことで、ふれあいが生まれ、地域における支えあいの土壌が培われていきます。

居場所づくりの一つにサロン活動があります。この活動は、地区の公民館等の身近な集会施設を活用し地域とのつながりが必要な方（閉じこもりがちな高齢者等）が参加し、茶話会だけでなく、趣味の活動や健康づくり、ゲーム、スポーツ、生涯学習など市民同士の交流を通した楽しみや生きがいづくり、仲間づくりの一つになっていきます。

誰もが自由に参加でき、自分を生かしながら安心して過ごせる場所、そのような居場所づくりを進めます。

また、日ごろから災害時に備えた安全・安心な地域づくりのため、災害を想定した地域住民による要援護者の支援体制づくりを進めます。

基本目標2 日々の暮らしを「支える」生活環境づくり

さまざまな生活課題を地域全体の課題として捉え、地域で考え、話し合い、協力して解決していく生活支援体制や、障害者、生活困窮者などへの自立支援、介護予防や高齢者の生きがいづくりや健康づくり等を通して互いの人格と個性を尊重し、すべての人が地域で支え合いながら共生できる福祉社会づくりに取り組むとともに、様々な人が暮らしやすい地域社会の実現には、ユニバーサルデザインの視点が欠かせません。地域における共生を促進し、つながりを強めることで暮らしを支える生活環境づくりを進めます。

基本目標3 「自立」「参加」を支え、後押しする仕組みづくり

すべての人が地域社会において、生きがいを持ち自立した生活を営むためには、自発的に意欲と能力、状況等に応じて地域社会に参加できる仕組みと地域の特性や資源の状況を踏まえた仕組みづくりが必要です。

そのため、地域づくりに向けた一人ひとりの意識の醸成や地域課題の解決に向けた具体的な取組の推進、関係機関の連携など、制度や分野を超えて地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと社会生活に豊かさを生み出し、暮らしに安心感と生きがいを創る仕組みづくりを進めます。

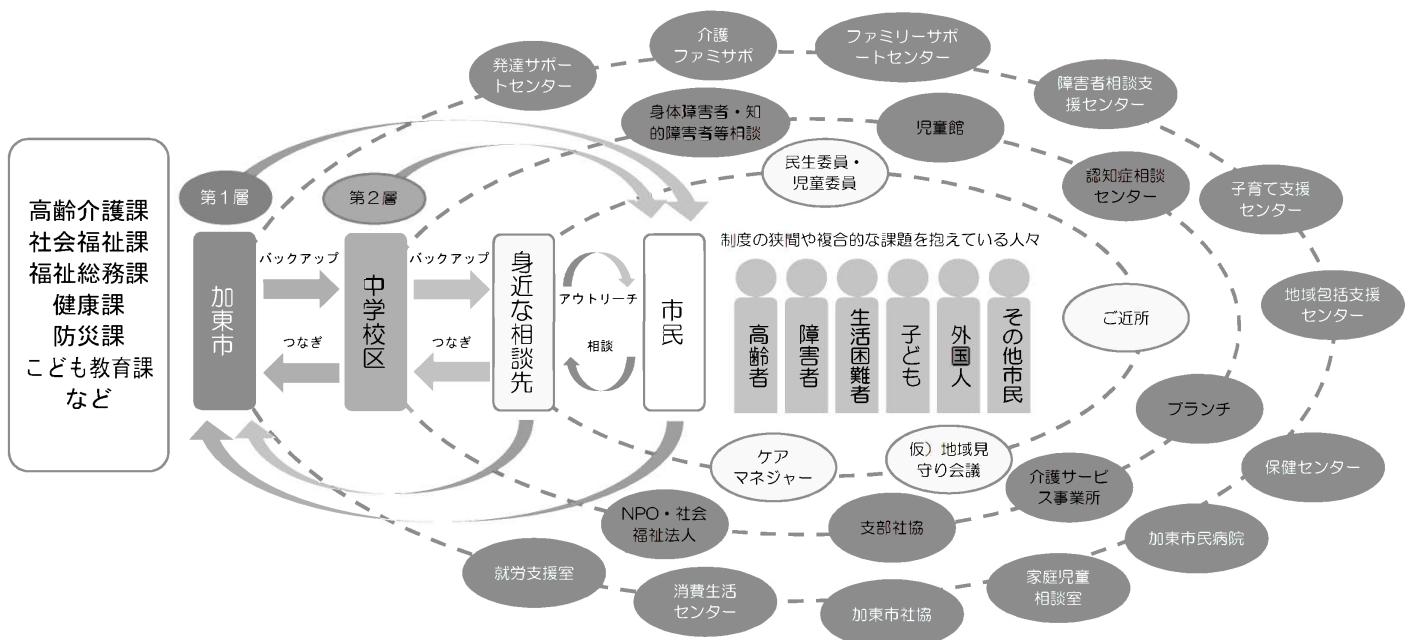
基本目標4 「包括的」な相談・支援体制づくり

誰もが、抱える日常生活の困りごとや課題について気軽に相談でき、その人の課題や問題に応じた支援や解決ができるような仕組みづくりを地域の支援者や相談機関、専門職を含めたネットワークを活用し、包括的な支援体制づくりを行います。

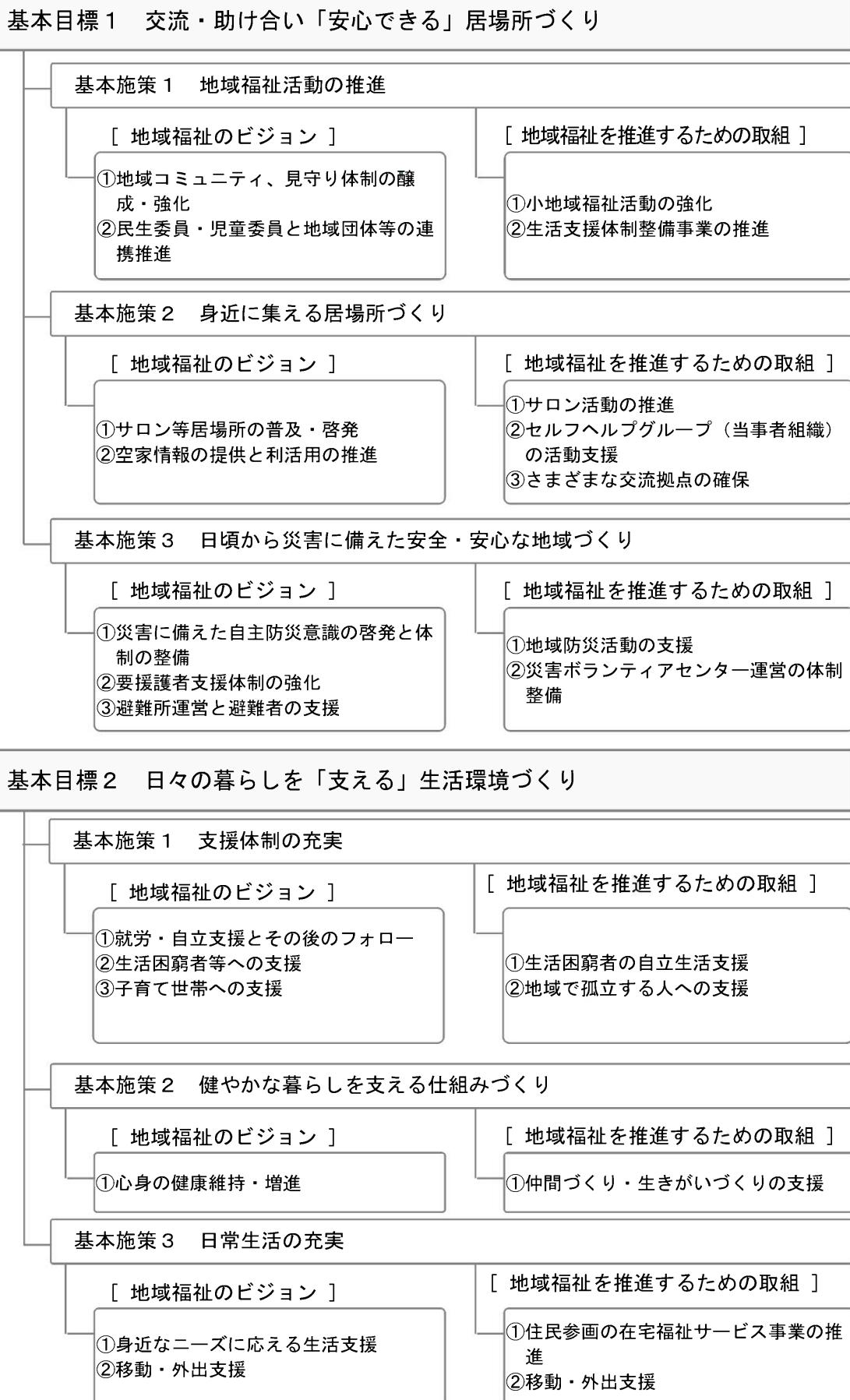
包括的な支援体制から見えてきた市の課題や問題から福祉以外の生活基盤となる分野と連携し、中長期的かつ総合的な地域づくりのための支援体制づくりを進め、地域にフィードバックし、課題解決する循環体制づくりを進めます。

また、公的な福祉サービスとならない「制度の狭間」にある問題や複合的な課題などを関係機関が連携し、総合的に対応できる相談・支援体制の構築に努めます。

住民に身近な圏域での地域づくりと包括的な相談支援体制



3 計画の体系



基本目標3 「自立」「参加」を支え、後押しする仕組みづくり

基本施策1 福祉を担う人材の育成・支援

[地域福祉のビジョン]

- ①人材育成と意識・関心の高まりを促す取組
- ②ボランティア意識の醸成・啓発と分野別ボランティアの登録支援

[地域福祉を推進するための取組]

- ①ボランティアの育成と活動のきっかけづくり
- ②ボランティアセンターの充実
- ③学校・企業への参加促進
- ④福祉学習の推進

基本施策2 自立・参加に向けた支援

[地域福祉のビジョン]

- ①高齢者の社会参加の促進
- ②障害のある人の自立・参加の後押し

[地域福祉を推進するための取組]

- ①高齢者の社会参加の促進
- ②障害のある人の社会参加と理解促進

基本目標4 「包括的」な相談・支援体制づくり

基本施策1 総合相談体制の確立

[地域福祉のビジョン]

- ①分野を超えた包括的な相談体制
- ②適切に繋ぐ関係機関との連携
- ③権利擁護支援体制の推進
- ④総合相談窓口の強化

[地域福祉を推進するための取組]

- ①身边に相談できる仕組みづくり
- ②権利擁護事業の推進
- ③関係機関・地域資源とのネットワークづくり

基本施策2 情報提供の強化

[地域福祉のビジョン]

- ①各種制度等の普及・啓発

[地域福祉を推進するための取組]

- ①多様な情報提供（必要な人に必要な情報が届く仕組みづくり）



地域福祉のビジョン

【基本目標 1 交流・助け合い「安心できる」居場所づくり】

【基本施策 1 地域福祉活動の推進】

【今後の方向性】

地域で見守る側、見守られる側の立場を超えて認め合うことが重要であり、日頃から、地域において、様々な団体等と連携を図りながら、開かれた関係づくりを推進します。

【協働の取組】

主な担い手	取組内容
市民	<ul style="list-style-type: none">○地域でのイベント（行事）や小地域福祉活動に参加し、地域の人や団体等とのつながりを深めます。○講座や福祉学習等を通じて、地域福祉活動への理解を深めるよう努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">○事業活動の中で、高齢者及び児童、障害者等の見守り活動を実施し、異変を察知した際は、市及び関係機関と連絡できる体制づくりに努めます。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">①小地域福祉活動の強化・・・P54②生活支援体制整備事業の推進・・・P54
行政	<ul style="list-style-type: none">①地域コミュニティ、見守り体制の醸成・強化<ul style="list-style-type: none">・地域・事業者・行政が一体となった見守り体制を強化します。・地域における住民主体の活動を推進するため、地域福祉学習の推進、交流拠点づくり、コミュニティづくり等に関する情報提供を行います。・住民を主体とした支え合いの仕組みづくりである生活支援体制整備事業を推進します。②民生委員・児童委員と地域団体等の連携推進<ul style="list-style-type: none">・民生委員・児童委員が活動しやすい環境の整備に努めます。・民生委員・児童委員と地域団体、福祉専門職等との連携強化、研修の充実など活動の支援を行います。

【指標と目標】

指標	現状値	目標値				
		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
生きがいがあると答える高齢者や要介護者の割合	76.2% (H28)	-	-	90%	-	-

【主な事業等】

事業	事業内容・事業目的	担当課
コミュニティ推進事業	まちづくり協議会やまちづくり活動に取り組む各種団体等に補助金を交付し、市民主体の自主的な活動を支援することにより、市の活力と賑わいづくりを推進する。	人権協働課
生活支援コーディネーターの配置	生活支援体制整備事業を推進するため、生活支援コーディネーターを第1層（市全域）、第2層（中学校区）に配置し、協議体と共に活動して、地域ニーズを把握する。また、地域資源の開発やネットワークの構築等を行い、住民を主体とした支え合いの仕組みづくりを促進する。	高齢介護課
民生委員事業	民生委員法に規定される職務を円滑に遂行するために、民生委員・児童委員及び民生児童協力員が行う活動等に対する助成を行う。	福祉総務課

コラム すべての人にやさしく、住みやすい福祉のまちとは？

私たちの暮らしは、大多数の健常者の考え方・意識が元となって成り立っていて、必ずしも障害のある人のことを考えてつくられてはいません。これは言い換えると、私たちが気づかないうちに障害のある人を差別していることと同じかもしれません。

周りの人の考え方や意識、対応の仕方などが変われば、「生きづらさ」を抱えている人も暮らしやすくなるのではないかということなのです。

知らないうちに「差別」をしてしまっていることに気づくことかもしれません。気づくことが、「我が事」となる第一歩となります。

多くの人が「我が事」として、生きづらさのもとが何かに気づき、生きづらさを軽減するにはどのような活動が必要かを考え実際に行動することで、「地域共生社会」は実現していきます。

基本施策2 身近に集える居場所づくり

【今後の方向性】

地域の中で、住民が孤立することなく、様々な機会に自発的に参加することができるよう、誰もが安心して、集える居場所づくりや、誰もが楽しめる機会づくりに努めます。

【協働の取組】

主な担い手	取組内容
市民	<ul style="list-style-type: none">○市民は、サロン活動や地域でのイベント（行事）に積極的に参加します。○地域は、障害者、高齢者、子ども、外国人等幅広い層の交流の機会をつくります。○市民活動団体は、誰もが参加したいと思える魅力ある活動を展開します。○地域の行事等に誰もが気軽に参加できる環境づくりや呼びかけに努めます。○公園や公民館など身近な施設を交流の場として活用し、誰もが安心して集えるよう、管理・運営方法について地域で話し合います。
事業者	<ul style="list-style-type: none">○市内にある空き店舗などを活用し、高齢者、障害者、子どもなどが集える場や機会づくりの提供に努めます。○SNSへの掲載やチラシ等の設置など、市民の主体的な情報発信に協力します。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">①サロン活動の推進・・・P56②セルフヘルプグループ（当事者組織）の活動支援・・・P56③さまざまな交流拠点の確保・・・P56
行政	<ul style="list-style-type: none">①サロン等居場所の普及・啓発<ul style="list-style-type: none">・高齢者・障害者などが安心して過ごせる環境整備と居場所づくり活動の情報提供を行います。②空家情報の提供と利活用の推進<ul style="list-style-type: none">・福祉の地域拠点づくり等の施策との連携や、地域で活動する団体への活用を促進します。

【指標と目標】

指標	現状値	目標値				
		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
地域交流スペースとしての空家等利活用件数（累計）	0 (H30)	1	2	3	5	7
サロンなどへの参加状況	15.5% (H28)	-	-	15.8%	-	-

【主な事業等】

事業	事業内容・事業目的	担当課
まちかど体操事業	高齢者の介護予防のために「いきいき百歳体操」等を行う「加東まちかど体操教室」の実施主体となる地域・グループの育成及び開催支援を行う。	高齢介護課
かとうふまねっと事業	転倒防止や認知症予防のために要支援認定者等がネットを踏まざに歩行する運動等を行う「ふまねっと事業」を実施する。	高齢介護課
長寿を祝う会事業	まちづくり協議会主催による敬老会事業の実施に対する補助を行う。	高齢介護課
空家等対策事業	加東市空家等対策審議会の運営、空家等対策計画に基づく対策を実施する。	都市政策課

基本施策3 日頃から災害に備えた安全・安心な地域づくり

【今後の方向性】

サロンや地域づくり活動等を通じて、日ごろから地域の中での、顔の見える関係づくりを大切にし、お互いに声をかけあい避難できるよう自主防災意識の啓発に努めるとともに、高齢者や障害者をはじめとする災害時要援護者の支援体制を地域の中で構築し、住民同士で共有する仕組みづくりを進めるとともに、要援護者の意向を十分に尊重し、本人の置かれた環境や生活状況のアセスメントを行い、避難のための個別支援計画等の策定を推進します。

【協働の取組】

主な担い手	取組内容
市民	<ul style="list-style-type: none">○市民は、災害に備え、防災用品や食料品などを備蓄します。○市民は、災害時の緊急連絡先や避難場所などを普段から把握します。○日頃から地域でのつながりを深め、災害時に役立つ情報の収集に努めます。○地域は、あらかじめ地域の中で災害時の支援者を決めるなど、協力体制を整備します。
事業者	<ul style="list-style-type: none">○災害時には、地域を守るための物資、場所、人材の提供等の協力に努めます。○浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設は避難確保計画を策定します。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">①地域防災活動の支援・・・P 58②災害ボランティアセンター運営の体制整備・・・P 58
行政	<ul style="list-style-type: none">①災害に備えた自主防災意識の啓発と体制の整備<ul style="list-style-type: none">・地域の実情を踏まえた防災訓練や講習会の実施、マイ防災マップの作成支援などにより、自主防災組織の育成、強化を図ります。②要援護者支援体制の強化<ul style="list-style-type: none">・避難行動要支援者制度の周知や地域が要支援者の個別支援計画を策定する際の支援を福祉専門職と共に行います。・浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設が避難確保計画を策定する際の支援を行います。③避難所運営と避難者の支援<ul style="list-style-type: none">・避難所における要支援者に対する支援体制の構築、強化を関係機関（市民、事業者、社会福祉協議会等）と共に行います。

【指標と目標】

指標	現状値	目標値				
		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
自主防災訓練実施組織数	15 (H30)	33	34	35	36	37
個別支援計画策定割合	(R1)	地区の策定状況調査中（12/20）				
避難確保計画策定数 (H30 現在 42 施設)	2 (H30)	23	42	-	-	-

【主な事業等】

事業	事業内容・事業目的	担当課
自主防災組織への支援	自主防災組織活動(訓練、講習会等)の支援を行う。	防災課
災害時要援護者個別支援計画の策定支援	災害時要援護者と支援者の調整を行い、日ごろからの見守りを含めた個別支援計画策定を支援する。	防災課 福祉総務課、 高齢介護課、 社会福祉課
総合防災訓練	市の防災力の向上を図るため、災害時を想定した連絡、救助、応急復旧等の訓練を地域や関係団体、機関等と連携し実施する。	防災課
要配慮者利用施設の避難確保計画の策定支援	水害や土砂災害が発生する恐れがある場合に、福祉施設等の施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための計画策定を支援する。	防災課 高齢介護課、 社会福祉課 学校教育課、 こども教育課

|| 基本目標2　日々の暮らしを「支える」生活環境づくり

基本施策1　支援体制の充実

【今後の方向性】

地域のふれあい・支え合い体制を維持しながら、高齢者や障害者、生活困窮者、引きこもり状態にある者、ひとり親家庭など様々な支援を必要とする要支援者に対して、専門機関等が連携し、団体、ボランティア、福祉専門職等とのネットワークを充実させ、地域全体で相互に支え合う包括的な支援体制を整備し適切な対応を行います。

【協働の取組】

主な担い手	取組内容
市民	<ul style="list-style-type: none">○市民は、良き隣人として、悩みを相談し合える人間関係を気付きます。○市民は、フォーラムや講座に参加し要支援者への理解を深めよう努めます。○地域は、地域全体で支援が必要とする人を支える体制づくりに取り組みます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">○地域の担い手のすそ野を拡大し、多様な能力を生かすため、高齢者、障害者等の就労環境づくりに努めます。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">①生活困窮者の自立生活支援・・・P60②地域で孤立する人への支援・・・P60
行政	<ul style="list-style-type: none">①就労・自立支援とその後のフォロー<ul style="list-style-type: none">・関係機関と連携し就労・就労定着に向けた支援を行い、自立した日常生活が送れるように支援します。②生活困窮者等への支援<ul style="list-style-type: none">・就労環境の整備などの事業に取り組み、個々の状況に応じた自立や就労、生活、社会とのつながりの回復などを支援します。③子育て世帯への支援<ul style="list-style-type: none">・ひとり親家庭に対する相談支援を充実させるとともに、就労に向けた資格の取得費用の助成や貸付申請等を支援します。

【指標と目標】

指標	現状値	目標値				
		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
就労準備事業協力事業所への就労者数（人・累計）	1 (H30)	3	4	5	6	7
自立支援教育訓練給付金等支給者数(人・累計)	6 (H30)	8	9	10	11	12

【主な事業等】

事業	事業内容・事業目的	担当課
雇用促進事業	ハローワーク等と連携して、就労に関する情報提供や相談業務の実施。企業訪問による雇用情勢等の情報を収集し、就業機会を確保する。	商工観光課
要援護者就労環境整備事業	生活困窮者や生活保護の被保護者の就労準備に協力する市内事業所の確保及び当該事業所への就労支援を行う。	社会福祉課
生活困窮者自立支援事業	生活困窮者への相談・支援等を実施する。	社会福祉課
地域活動支援センター事業	企業等での就労が困難な障害者の社会交流等の活動の機会や、創作、生産活動の場を確保するため、地域活動支援センターへの運営補助を行う。	社会福祉課
ひとり親等福祉事業	自立のための資格取得に向けた自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等の支給を行う。	福祉総務課

基本施策2 健やかな暮らしを支える仕組みづくり

【今後の方向性】

地域における健康体操の実施や健康に関する学習機会や情報提供を通して、住民の心身の健康増進を図り、住民がよりよい生活環境を確立し、健やかに暮らすことができる仕組みづくりを進めます。

【協働の取組】

主な担い手	取組内容
市民	<ul style="list-style-type: none">○市民は、健康診断の受診や運動の習慣化など、主体的に健康づくりに取り組みます。○地域は、地域ぐるみで健康の維持・増進に取り組みます。○市民は、栄養のバランスの取れた食事や野菜を摂取することの大切さについて理解を深めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">○事業者も一緒になって、地域での健康づくりや食育に関する事業に取り組みます。
社会福祉協議会	①仲間づくり・生きがいづくりの支援・・・P62
行政	<ul style="list-style-type: none">①心身の健康維持・増進<ul style="list-style-type: none">・健康診断の受診や生活習慣病予防を進め、生涯にわたる健康な生活習慣の定着を推進します。・生活支援サポーターを育成し、介護予防・日常生活支援総合事業による訪問型サービス実施体制の整備を推進します。・高齢者の活躍の場の創出や地域における健康活動、趣味活動など生きがいづくりを通して、互いに支え合える取組を支援します。・市民が自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けて、様々な分野の関係機関や団体との連携、協働により、自殺対策を総合的かつ効果的に推進します。

【指標と目標】

指標	現状値	目標値				
		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
生活支援サポーター協力会員活動回数（回）	739 (H30)	1,810	2,100	2,300	2,400	2,500

【主な事業等】

事業	事業内容・事業目的	担当課
健（検）診の推進	<p>市民の健康保持・増進を図るため、市独自で腎機能検査、貧血検査及び総コレステロール値を追加し特定（基本）健康診査を実施する。</p> <p>また、がんの早期発見・早期治療を図るため、各種がん検診を実施する。</p>	健康課
自殺予防対策事業	地域におけるネットワークの強化、自殺対策を支える人材育成、「こころの相談窓口」の普及啓発等を行う。	健康課
福祉総合相談事業	民生委員・児童委員や介護支援専門員等の関係機関と連携し、高齢者の相談を総合的に受け、訪問等により実態を把握し、必要な各種サービスの調整を行う。	高齢介護課
生活支援サポーター活動支援事業	援助をして欲しい高齢者（依頼会員）と援助活動をしたい人（協力会員）を結び、簡単な家事のお手伝い、買い物、外出時の付添いなどを行う有償の相互援助活動を加東市社会福祉協議会に委託し実施する。	高齢介護課
介護予防・生活支援サービス事業（訪問型サービス）	要支援認定者等に対する自立した生活支援の継続を図るための訪問型サービスを実施する。	高齢介護課

基本施策3　日常生活の充実

【今後の方向性】

買い物や外出が困難な人のための移動手段等の確保、安全快適に通行できる道路や高齢者等に配慮した施設の整備など、誰もが利用しやすいまちの整備を進めます。

また、誰もが身近な地域で安心して暮らしていけるよう、住環境・公共施設等のハーフ面の整備に加え、認知症や障害のある人などに対する理解・配慮ができる地域づくりを進めます。

【協働の取組】

主な担い手	取組内容
市民	<ul style="list-style-type: none">○高齢者などは、移動支援サービスや福祉タクシー利用券助成事業等を利用して、進んで地域活動などに参加します。○市民や地域は、地域で買い物難民といわれる人たちを、手助けして買い物できる体制を考えます。○地域は、高齢者などの移動支援について提案します。○ご近所同士、助け合い精神で家事サポートする体制づくりに努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">○社会福祉法人は、地域公益活動の一環として取り組むことができる福祉活動を研究します。○事業者は、地域が主体となった生活支援サービスの実施を支援します。○事業者は、地域の高齢者などの自立支援に資する移動サービスの提供に協力します。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">①住民参画の在宅福祉サービス事業の推進・・・P 63②移動・外出支援の確保・・・P 63
行政	<ul style="list-style-type: none">①身近なニーズに応える生活支援<ul style="list-style-type: none">・住宅改修助成事業、緊急通報システムの貸与やGPS機能付き位置情報検索機器の購入補助事業等を行うことで、増加する認知症高齢者や独居高齢者等の在宅生活や社会参加等を支援します。・地域全体で相互に支え合う包括的な支援体制を整備し、地域主体の生活支援サービスの実施を推進します。・社会福祉協議会と連携し、介護予防サポーター・生活支援センターを育成するとともに、地域ボランティアやNPO法人など多様な主体によるサービス実施体制の整備を促進します。・公共施設や道路環境のバリアフリー化を進めます。②移動・外出支援<ul style="list-style-type: none">・地域公共交通ネットワーク形成の取組に連動しながら、利用状況・ニーズを踏まえ、快適に移動でき、利用しやすい移動手段等を検討します。・地域公共交通を地域ぐるみで守り、育てる取組を推進します。

【指標と目標】

指標	現状値	目標値				
		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
地域主体の地域公共交通(自主運行バス)の取組数	2 (H30)	3	4	4	5	5
外出を控える理由として交通手段が無いと答える高齢者(要支援者)の割合	29.1% (H28)	-	-	20%	-	-

【主な事業等】

事業	事業内容・事業目的	担当課
訪問型移動支援サービス事業	かとうふまねっと教室の参加に送迎が必要な方への移動支援	高齢介護課
福祉タクシー利用券助成事業	高齢者や障害者等の閉じこもり予防や健康維持、改善を目的に外出を支援するためのタクシー料金の一部助成を行う。	高齢介護課
市町村運営有償運送事業	公共交通空白地における生活交通手段を確保するための市町村運営有償運送の地域への運行委託及び新たな地域への導入を図る。	企画政策課
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターと協議体との協働による地域ニーズを踏まえた高齢者の生活支援体制の創出を行う。	高齢介護課
緊急通報システム貸与事業	ひとり暮らし高齢者や身体障害者の緊急時における迅速な対応を図るための緊急通報システムの貸与を行う。	高齢介護課
徘徊高齢者等介護家族支援事業	徘徊がみられる在宅の高齢者等に対するGPS機能付きの位置情報検索機器の購入費用の一部助成を行う。	高齢介護課

|| 基本目標3 「自立」「参加」を支え、後押しする仕組みづくり

基本施策1 福祉を担う人材の育成・支援

【今後の方向性】

地域の担い手を増やすため、各活動のさらなる広がりや新たな活動メニューの提供を行うとともに、住民の自発性に基づき、その意欲・能力や状況に応じて主体的な関わりを促進する取組を進めます。

また、地域福祉活動により多くの市民の参加を促すため、はじめてでも気軽に取り組めるようなボランティア情報の発信や、活動機会の提供など、地域活動のきっかけづくりを進めていきます。

【協働の取組】

主な担い手	取組内容
市民	○自分が「できること・したいこと」が、何かを考えます。
事業者	○地域貢献活動の推進に努めます。 ○地域の担い手となる人材育成に努めます。 ○地域作り活動等に自主的に参加できるよう、ワーク・ライフ・バランスの取組を推進します。
社会福祉協議会	①ボランティアの育成と活動のきっかけづくり・・・P 65 ②ボランティアセンターの充実・・・P 65 ③学校・企業への参加促進・・・P 65 ④福祉学習の推進・・・P 65
行政	①人材育成と意識・関心の高まりを促す取組 ・地域で主体的に活動できる新たな地域福祉の担い手の発掘と育成に努めます。 ・学生を含めた若年層への福祉教育の充実に努めます。 ②ボランティア意識の醸成・啓発と分野別ボランティアの登録支援 ・新たな市民ボランティアの発掘や活動機会の提供を行うとともに、福祉ボランティアの情報提供や学習会を実施し、自発的な取組を支援します。 ・有償福祉ボランティアに関する情報提供や学習会等を実施します。

【指標と目標】

指標	現状値	目標値				
		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
福祉学習への講師派遣回数（回）	20 (H30)	26	26	28	28	30
福祉ボランティアの登録状況（人）	1,053 (H30)	1,190	1,190	1,195	1,195	1,200

【主な事業等】

事業	事業内容・事業目的	担当課
生活支援・介護予防サポート一養成講座	高齢者等の介護予防や生活支援にかかる人材を養成する講座を開催する。	高齢介護課
認知症サポート一養成講座	物忘れ予防カフェ等の開催や運営に関わる人材の確保と活動支援を行う。	高齢介護課
地域回想法リーダー養成講座及びフォローアップ研修	回想法を地域に広める市民ボランティアの養成と活動支援の講座及び研修を実施する。	高齢介護課
意思疎通支援・支援者派遣事業	手話通訳者・要約筆記者の派遣や、視聴覚障害者等の意思疎通支援者を育成するための講座を開催する。	社会福祉課
手話奉仕員養成研修事業	日常会話程度の手話表現技術の習得を目的とした研修を実施する。	社会福祉課

コラム ボランティアとは？

自らすすんで、社会貢献活動に参加する人のことです。

ボランティアはだれでも・どこでも・いつでも・気軽にできます。

【ボランティア四原則】

自発性：自らすすんで行動すること

社会性：社会的な課題を解決すること

無償性：報酬は求めないこと

先駆性：よりよい社会づくりにつなげること

基本施策2　自立・参加に向けた支援

【今後の方向性】

高齢者や障害のある人が、住み慣れた地域で安心してその人らしく生活が継続できるよう、地域住民・団体等多様な主体が参画・協働し、地域資源を活用しながら、公民協働による支援体制を構築します。

【協働の取組】

主な担い手	取組内容
市民	<ul style="list-style-type: none">○市民は、困りごとを抱えている住民の課題を「我が事」としてとらえ、助け合いや支え合いの活動に参加します。○地域の高齢者や障害のある人等が快適に暮らせるよう配慮します。
事業者	<ul style="list-style-type: none">○支援の必要な高齢者や障害のある人への支援について、地域の一員として協力体制を整えます。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">①高齢者の社会参加の促進・・・P67②障害のある人の社会参加と理解促進・・・P67
行政	<ul style="list-style-type: none">①高齢者の社会参加の促進<ul style="list-style-type: none">・高齢者ができる限り住み慣れた地域で、自立した日常生活や社会活動を営めるように、高齢者の生活を支援する事業や社会参加を促進する事業を継続して実施していきます。②障害のある人の自立・参加の後押し<ul style="list-style-type: none">・障害者相談支援センターにおける相談対応や情報提供を行います。・就労継続支援や居宅介護をはじめとする福祉サービスの給付を行い、安心して生活できる環境を整備します。

【指標と目標】

指標	現状値	目標値				
		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
軽度認知症の疑いがある高齢者訪問件数	16 (H30)	25	30	35	35	35

【主な事業等】

事業	事業内容・事業目的	担当課
老人クラブ活動支援事業	明るい長寿社会の実現に向け、老人クラブや加東シニアクラブ連合会に、補助金を交付する。(小規模クラブを含む。)	高齢介護課
障害者社会参加促進事業	障害者（児）の自立と社会参加の促進のため、スポーツ大会等を開催する。	社会福祉課
障害者相談支援事業	地域で安心して快適な生活を送るために日常生活や社会生活など様々な相談や情報提供を行う。	社会福祉課